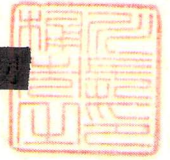


環 第 [] 号
[] 年 [] 月 [] 日

[] 市長



有害鳥獣駆除の許可について（通知）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項に基づき、平成23年8月1日付けで申請のあった有害鳥獣の捕獲につきまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第7項の規定により、下記の内容で許可します。

記

- 1 捕獲の期間、区域及び方法
許可証に記載のとおり
- 2 捕獲鳥獣及び員数
許可証のとおり
- 3 捕獲等又は採取等後の処置
許可証のとおり
- 4 条件
 - (1) 製品管理について、更なる適正管理に努めること
 - (2) 飼いバトについて、捕獲対象外とすること
 - (3) 見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請に係る実態調査書

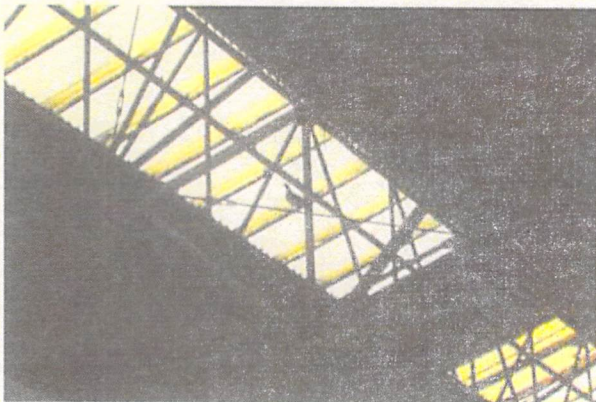
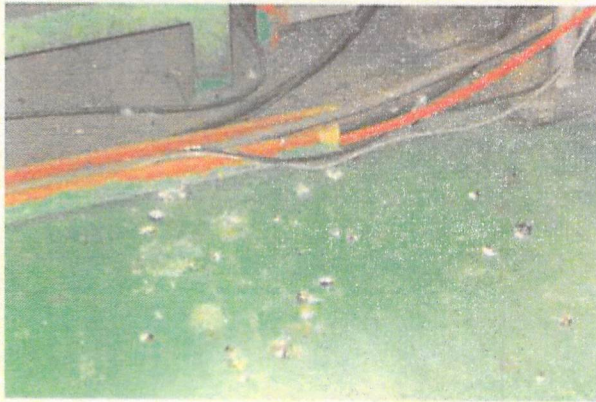
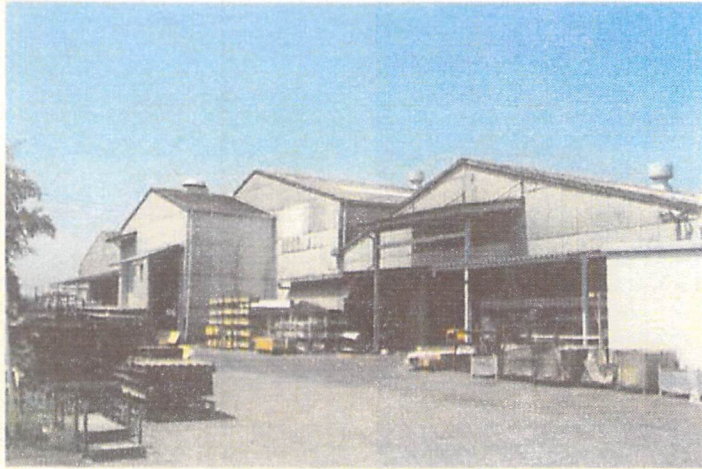
調査員	所属	〇〇市 市民生活部 環境課
	職・氏名	主 幹 ・ [REDACTED] 主 事 ・ [REDACTED]
調査年月日		平成〇〇年〇月〇日
調査地		[REDACTED]工場内
申請者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
被害地		[REDACTED]工場内
駆除しようとする鳥獣名		ハト(カワラバト)
被害の対象 (農林作物名又は種類)		ハトの糞による被害
被害の態様 (状況)		工場内の倉庫の中にハトが飛来・営巣し、商品・製品等 や建物に糞害が発生している
被害の程度 (減収量又は被害額等)		ハトの糞による汚染被害及び衛生問題
調査者 適否の 駆除の 意見		<p>申請地において上記期間調査を実施した。その際確認できた個体数の推移については、別紙のとおりである。</p> <p>依頼者である[REDACTED]によりますと、2羽の番が倉庫内に飛来する姿をよく見かけ、日によっては倉庫の屋根の上に10羽前後とまっていることもある。また、倉庫内に卵の殻が落ちている日もあり、営巣されている可能性が高いとのこと。</p> <p>調査は上記日程において午前と夕方の2回行い、倉庫内には2羽のハトが確認でき、床や作業道具には無数の糞も落ちていた。</p> <p>夕方の調査時には、倉庫の屋根上に5羽とまっているのが確認できた。倉庫自体には飛来防止用の器具はほとんど設置されておらず、ハトにとってはストレスを感じることなく飛来でき、倉庫内も格好の棲家になっていると思われる。</p>

	<p>また、作業中にも関わらず降下してきている姿も確認でき、飛来が常態化し更に営巣までしている可能性も高いことから、倉庫内に完全に住み着いていると考えられる。</p> <p>なお、申請地は希少生物の営巣地の近くにあるため、県の自然環境課・中央環境管理事務所と協議をしたところ、許可条件として「見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること」とすれば許可しても良いとの結論に至った。</p> <p>これらのことから以下の条件の元、捕獲もやむを得ないとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること ・駆除後、防鳥器具の未設置箇所に取り付けを速やかに行うこと
禁止猟具使用の適否	
備 考	

(注) 写真を添付すること。

■月■日(火) 天候：晴

調査時間：10:30～10:50



■月■日(火) 天候：晴

調査時間：16:30～17:00

